

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第348号)

平成16年12月22日

横情審答申第348号

平成16年12月22日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成15年8月26日都事第168号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜国際港都建設事業新横浜長島地区土地区画整理審議会学識経験委員
の選任について（平成9年都管第4号）」及び「横浜国際港都建設事業新横
浜長島地区土地区画整理審議会の学識経験委員の任命について（平成13年都
管第461号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜国際港都建設事業新横浜長島地区土地区画整理審議会学識経験委員の選任について（平成9年都管第4号）」及び「横浜国際港都建設事業新横浜長島地区土地区画整理審議会の学識経験委員の任命について（平成13年都管第461号）」を一部開示とした決定において非開示とした情報のうち、別表に示した部分を非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分については開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜国際港都建設事業新横浜長島地区土地区画整理審議会学識経験委員の選任について（平成9年都管第4号）」（以下「文書1」という。）及び「横浜国際港都建設事業新横浜長島地区土地区画整理審議会の学識経験委員の任命について（平成13年都管第461号）」（以下「文書2」という。以下文書1及び文書2を総称して「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成15年5月27日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件申立文書のうち、個人の住所、生年月日、年齢、経歴及び履歴書については、各学識経験委員の生活や学歴・職歴等に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当し、同号ただし書の開示すべき情報には該当しないため、当該部分について非開示とした。

なお、施行地区内の宅地の所有者（以下「宅地所有者」という。）から選挙された委員の氏名及び住所については、委員選出の選挙の際に、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第5項の規定に基づき、当選人の氏名及び住所を公告しており、公にされている情報であるため住所を含めて開示しているが、学識経験委員については、そのような規定がなく住所については本号に該当する。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 横浜国際港都建設事業新横浜長島地区土地区画整理事業（以下「長島地区土地区画整理事業」という。）の審議委員は、横浜市が学識経験者として推挙選任した委員であるにも関わらず、住所、生年月日及び経歴が非開示とされ、素性はおろか知識や経験の説明がなく、学識経験者として適正かの判断が出来ない。
- (3) 平成15年5月13日の請求において、長島地区土地区画整理事業において横浜市が区画整理審議会の委員として選任した理由がわかる一切の資料を請求したにもかかわらず、開示された文書からは、請求で求めた選任の理由・過程が、まったく解らない。履歴書1枚で横浜市は専門職である学識経験者としての適正を判断したのか。
- (4) 審議委員の名簿には、宅地所有者委員の住所が記載されているが、学識経験委員の住所の記載がないのは審議委員の差別ではないか。市には選任した責任があり、市は率先して審議委員の素性を明らかにすべき義務があるのではないか。
- (5) 非開示理由である条例第7条第2項第2号の適用除外のイには「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」と書かれている。土地区画整理審議委員は、施行区域内全地権者の土地評価、配分等を公正・公平に判断する義務を負い、特に学識経験者はそれらの専門知識が要求される。人の生命又は財産の保護の観点からも開示されるべき内容である。
- (6) 続くウには「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」とある。

学識経験者の履歴書は完全に白紙で開示されたが、この白紙が何であるのかさえ解らない。このような開示方法はやめるべきである。土地区画整理審議委員は横浜市非常勤特別職職員であり、職務遂行に関わる資格、経験等は当然開示されてしかるべき内容である。
- (7) 土地区画整理審議委員の役割には、事業を進めていくにあたり土地区画整理審議委員の意見を聴かなければならない事項と委員の同意を得なければならぬ事項とがある。同意事項について、委員の過半数の同意が得られなければ事業を進めることができない。
- (8) 土地区画整理審議会は、換地計画や仮換地の指定、保留地の設定、減価補償金の交

付に関する事項などについて、事業を適正に行うための議決機関・諮問機関であり、一部開示理由説明書にあるような、意見を述べるだけの軽々しい役職ではない。

- (9) このような重大な懸案を審議するために、横浜市が学識経験者として選任した人物の氏名以外の一切の情報を、選任した横浜市が個人情報として理由に非開示とし隠すことが許されるのでしょうか。公正・公平で透明性のある審議を追及するのであれば、学歴や職歴、資格や技術を開示の方が公共の利益にかなうものと思う。

5 審査会の判断

- (1) 横浜国際港都建設事業新横浜長島地区土地区画整理審議会について

横浜国際港都建設事業新横浜長島地区土地区画整理審議会（以下「長島地区土地区画整理審議会」という。）は、長島地区土地区画整理事業に関する施行者の諮問機関として設置されている。長島地区土地区画整理審議会は、宅地所有者から選挙により選出された委員8人と学識経験者から選任された委員2人で構成され、長島地区土地区画整理事業の施行者に対して、換地計画の作成仮換地の指定及び減価補償金交付額等の決定等に関して意見を述べたり、評価員の選任、過小宅地の基準となる地積の決定及び保留地の設定等に関して同意したりする等の権限を行使する。

- (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、選挙により選出される宅地所有者である長島地区土地区画整理審議会委員の当選人の決定公告（平成9年4月15日及び平成14年4月15日付横浜市報により公告）にあわせて、学識経験委員の選任を決定した決裁文書である。

文書1は、平成9年4月2日起案の学識経験委員の選任を決定した決裁文書であって、起案用紙、起案本文（選考理由を含む。）、長島地区土地区画整理審議会委員の名簿（以下「委員名簿」という。）、履歴書及び長島地区土地区画整理事業施行条例（平成8年9月横浜市条例第39号）で構成されている。

文書2は、平成14年2月26日起案の学識経験委員の選任を決定した決裁文書であって、起案用紙、起案本文、選考理由、経歴書、委員名簿、委嘱状（案）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）抜粋、長島地区土地区画整理事業施行条例抜粋、委員就任承諾書及び長島地区土地区画整理審議会委員第二回選挙執行計画（案）で構成されている。

- (3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を

識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

また、本号ただし書アからウでは、本号本文に該当する個人に関する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、文書1のうち起案本文に記録されている学識経験委員の住所、生年月日、年齢、職業(実施機関は経歴の一部としている。)及び経歴(学歴を含む。)、委員名簿に記録されている学識経験委員の住所並びに履歴書全体並びに文書2のうち選考理由に記録されている学識経験委員の経歴(学歴を含む。)、履歴書に記録されている生年月日、住所及び経歴(学歴を含む。)並びに委員就任承諾書に記録されている学識経験委員の住所については、本号に該当するとしている。

これに対し申立人は、学識経験委員の住所、生年月日及び経歴が非開示とされては、横浜市が学識経験者として推挙選任した委員として適正かどうかの判断ができないこと並びにただし書イ及びウの該当性を理由に、実施機関が非開示とした情報を開示すべきことを主張しているため、その妥当性について検討する。

ウ 本件申立文書に記録されている学識経験委員の住所、生年月日、年齢、職業、経歴(学歴を含む。)、履歴書及び経歴書は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

次に、これら本号本文に該当するとした情報がただし書アからウまでの規定に該当するかを検討する。

エ 申立人が主張しているただし書イ及びウについてであるが、申立人は人の生命又は財産の保護の観点から、土地区画整理審議会委員が施行区域内全地権者の土地評価、配分等を公正・公平に判断する義務を負っており、特に学識経験者はそのための専門知識が要求されるため、ただし書イを理由に開示されるべき内容であると主張している。地権者にとってその所有する土地がどのように評価され、配分さ

れるか等は自己の財産を保護する上で重要なことではあるが、学識経験委員の住所、生年月日、年齢及び経歴等を、開示あるいは非開示とすることと地権者の財産が保護されるかどうかは直接結びつかないと考えられるため、ただし書イには該当しない。

ただし書ウについてであるが、土地区画整理審議会委員は横浜市非常勤特別職員であり、その職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は、開示しないことができる個人に関する情報から除かれる。しかしながら、学識経験委員の住所、生年月日及び年齢は土地区画整理審議会委員の職務遂行に係る情報ではないことは明らかであり、その経歴等は当該職務を行う上での適格性を判断する情報ではあるが、職務の遂行に係る情報ではなく、ただし書ウには該当しない。

オ 次に、ただし書アの該当性についても検討する。文書1のうち起案本文に記録されている選考理由及び文書2のうち選考理由の中で実施機関が非開示とした情報のうち経歴（その役職を含み、学歴に係る部分を除く。）についての情報は、長島地区土地区画整理審議会の学識経験委員としてふさわしい人物であるとして、実施機関が当該委員を選任した判断要素となる情報そのものであることから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると考えられる。

したがって、本件申立文書のうち選考理由の中の経歴（その役職を含み、学歴に係る部分を除く。）についての情報は、ただし書アに該当し開示すべきである。

また、文書1のうち起案本文に記録されている職業（その役職を含む。）についての情報も、選考理由の中の経歴（その役職を含み、学歴に係る部分を除く。）についての情報の一部であること及び実施機関が公表する審議会委員名簿の紹介ホームページを見ると、他の審議会における学識経験委員については、氏名及び職業（その役職を含む。）が公表されているものが多数見うけられることから、同様にただし書アに該当し開示すべきである。

しかし、選考理由の中の学歴に係る部分は、土地区画整理審議会の学識経験委員の選任理由の直接的な判断情報とは考えられないため、ただし書アに該当せず、また、実施機関が非開示としたその他の情報である学識経験委員の住所、生年月日及び年齢もただし書アに該当しない。

なお、文書 1 の履歴書及び文書 2 の経歴書は、一体として個人に関する情報であり、その全体が本号に該当するとともに本号ただし書アからウまでの規定に該当しないと判断した。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当するとして一部開示とした決定において非開示とした情報のうち、別表に示した部分を非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分については開示すべきである。

別表

当審査会が、条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当し、開示しないことができると判断した部分

	構成文書名	非開示情報
文書 1	起案本文	学識経験委員の住所、生年月日、年齢及び経歴（学歴に係る部分）
	委員名簿	学識経験委員の住所
	履歴書	全体
文書 2	選考理由	学識経験委員の経歴（学歴に係る部分）
	経歴書	全体
	委員就任承諾書	学識経験委員の住所

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年8月26日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成15年9月19日 (第20回第一部会) 平成15年10月10日 (第21回第二部会)	・諮問の報告
平成15年10月10日	・異議申立人から意見書を受理
平成16年3月19日 (第284回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成16年10月29日 (第48回第二部会)	・審議
平成16年11月19日 (第49回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成16年11月26日 (第50回第二部会)	・審議
平成16年12月3日 (第51回第二部会)	・審議
平成16年12月10日 (第52回第二部会)	・審議